

(仮称) 太陽光発電施設の適正な設置・運営に関する条例（骨子案）について

1. 条例制定の背景について

本市では、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、太陽光発電施設をはじめとした再生可能エネルギーの最大限導入を目指すとともに、設備導入にあたっては、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」（以下「県指導指針」という。）等に基づき、周辺環境や自然との調和を図り、地域住民の理解を得ながら導入促進を図っているところであります。

そのような中、近年は、再エネ特措法（※）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T制度）の買取価格低下や認定制度の厳格化などの影響により、F I T制度を利用しない非F I T施設が増加傾向にあり、再エネ特措法が適用されない非F I T施設に対する事業規律の確保等が課題とされています。

また、全国においては、太陽光発電施設の導入拡大に伴い、施設設置による土砂災害や景観への影響、自然環境の悪化、維持管理や将来の廃棄等に関する問題等が生じており、本市においても地域の懸念が高まりつつあります。

このようなことから、これまでは県指導指針等に基づき、事業者による適正な設置・運営を推進してまいりましたが、本市として、さらなる太陽光発電事業の適正化に向けた対応が求められています。

（※）再エネ特措法：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

2. 条例の必要性

太陽光発電事業を取り巻く環境変化を捉え、本市の豊かな自然環境や魅力ある景観、安全・安心な生活環境を守り、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図るためには、本市の特性に合わせた指導等の対象や基準を設定するとともに、不適正な発電事業にも対応できるよう、より実効性の高い手法である条例を制定する必要があります。

3. 条例（骨子案）について

別紙のとおり

※現段階において条例に盛り込む内容（案）を記載しており、この内容がそのまま条例案になるものではありません。

No.	項目	内容
1	目的	・この条例は、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定めることにより、防災、自然環境、景観等の保全及び市民の安全・安心な生活環境を確保し、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とします。
2	定義	・「太陽光発電施設」とは、太陽光を電気に変換する施設及びその付属施設（その全部を建築物に設置するものを除く。）で合計出力が10kW以上のもの（増設により合計出力が10kW以上となるものも含む。）をいいます。 ・「太陽光発電施設の設置」とは、太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいいます。 ・「太陽光発電事業」とは、太陽光発電施設の設置により電気を得る事業をいいます。 ・「事業者」とは、太陽光発電事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）をいいます。 ・「事業区域」とは、太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいいます。
3	基本理念	・本市の豊かな自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境は、先人のたゆまぬ努力により築かれてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全が図られなければなりません。

4	事業者の責務	・事業者は、太陽光発電事業を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令の規定を遵守しなければなりません。 ・事業者は、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適正な実施その他の規則で定める必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地域住民との良好な関係を構築するよう努めなければなりません。 事業者が講ずるよう努める措置は、 ・計画作成の初期段階から、地域住民への十分な情報提供を行うなど、事業への理解を得られるよう、必要な措置を講ずること。 ・適正な開発計画の策定・設計・施工を行うこと。 ・設置工事により発生する騒音・振動等や施設の稼働音・反射光等が地域住民や周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。 ・施設の撤去に伴い発生する廃棄物の処理に要する費用等を、計画的な積み立て等により確保すること。 ・事業の実施に起因して生じた他人の生命・身体・財産に係る損害を填補する保険や共済に加入すること。 ・災害等による修繕・撤去・処分に備え、火災保険や地震保険に加入すること。 などを想定しています。
5	市の責務	・市は、基本理念にのっとり、この条例の適切かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければなりません。
6	市民の責務	・市民は、基本理念にのっとり、市の施策やこの条例に基づく手続きの実施に協力するよう努めなければなりません。
7	土地所有者の責務	・土地所有者は、太陽光発電施設の設置事業及び発電事業により、災害もしくは自然・生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域を適正に管理しなければなりません。

8	保全区域	・市長は、自然環境・景観等と太陽光発電事業との調和が特に必要と認められる区域（以下、「保全区域」という。）を指定します。 保全区域は、以下のような区域を想定しています。 ・河川保全区域 ・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・砂防指定地 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・洪水浸水想定区域 ・自然環境保全地域（特別地区） ・緑地環境保全地域 ・県立自然公園（第2種特別地域、普通地域） ・地域森林計画対象民有林 （保安林・保安施設地区以外） ・鳥獣保護区 ・風致地区 ・景観形成重点地区 ・景観形成推進地区 ・埋蔵文化財包蔵地 ・重要文化的景観 ・市街化調整区域
9	事前協議	・設置事業の許可申請をしようとする事業者は、あらかじめ、市長に協議しなければなりません。 ・市長は、協議があったときは、事業者に対し、必要な指導または助言をすることができるものとします。
10	説明会等の実施	・太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ、周辺地域の住民に対する説明会の開催など、住民との良好な関係構築のために必要な措置を実施しなければなりません。ただし、説明会等を開催することが困難であると市長が特に認めるときは、この限りではありません。 ・関係住民等は、説明会を開催した事業者に対し、設置事業計画に関する意見を申し出ることができます。 ・事業者は、意見の申出があったときは、申出をした関係住民等と協議しなければなりません。

		・事業者は、説明会を開催したとき、意見の申出があったとき、協議を行ったときは、市長に届出なければなりません。
11	設置事業の許可	・事業者は、保全区域内で設置事業を行おうとするときは、市長に申請し、その許可を受けなければなりません。
12	許可の基準等	・市長は、保全区域内で行う太陽光発電事業の許可の申請があったときは、当該申請に係る太陽光発電施設が次の各号のいずれにも該当すると認めるときに限り許可します。 (1) 自然環境の保全のための基準に適合していること。 (2) 景観の保全のための基準に適合していること。 (3) 土砂崩れ、溢水等の防止のための基準に適合していること。 (4) 造成計画が、「宅地造成及び特定盛土等規制法」「都市計画法」その他の関係法令や基準に適合していること。 (5) 排水施設、擁壁等が関係法令やその他の基準に適合していること。 (6) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項や講ずべき措置が基準に適合していること。 (7) 道路、河川、水路その他の公共施設の構造等に支障を来さないための基準に適合していること。 (8) 文化財の保護等のための基準に適合していること。 (9) 反射、騒音等を防止するための措置が基準に適合していること。 (10) 適切な事業運営のための基準に適合していること。 (11) 住民説明や事前協議を適切に実施していること。 許可基準は、 ・鳥獣保護区を含む場合は、鳥獣を保護すべき措置が十分に採られていること。 ・設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和したものであること。 ・雨水等を排除できるよう必要な排水施設が設置されていること。 ・文化財や景観等を保護する措置が講じられていること。 ・騒音により周辺的生活環境に支障を生じさせないよう必要な措置が講じられていること。 ・低反射の太陽光パネルの設置、反射を軽減する措

		置を講じられていること。 などを想定しています。 ・市長は、営農型発電施設設置事業の許可の申請があったときは、当該申請に係る太陽光発電施設が前項の各号のいずれにも該当すると認めるときに限り許可します。ただし、営農に支障があると市長が特に認めるときは、一部の基準を適用しないことができるものとします。 ・市長は、設置事業計画の実施に必要な資力及び信用を有すると認められないとき、設置許可の取消しから5年を経過しないときは、設置許可をしないことができるものとします。 ・市長は、自然環境等への被害発生の防止のために必要があると認めるときは、設置許可に条件を付することができるものとします。
13	変更許可	・設置許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければなりません。ただし、軽微な変更についてはこの限りではありません。
14	着 手 の 届 出	・許可事業者は、当該設置許可に係る設置事業に着手するときは、あらかじめ市長に届け出なければなりません。
15	完 了 の 届 出 等	・許可事業者は、当該設置許可に係る設置事業を完了したときは、10日以内に市長に届け出なければなりません。設置事業を廃止した場合も同様とします。 ・市長は、完了の届出があったときは、速やかに、設置許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとします。 ・事業者は、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該発電設備を使用してはなりません。
16	発 電 事 業 の 開 始 の 届 出	・事業者は、発電事業を開始したときは、速やかに市長に届け出なければなりません。

17	設 置 許 可 の取消し	・市長は、設置許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができるものとします。 (1) 偽りその他不正の手段により、設置許可や変更許可を受けたとき。 (2) 許可を受けた後、1年以上正当な理由なく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき。 (3) 許可の際に付された条件に違反したとき。 (4) 措置命令に違反したとき。
18	事 業 計 画 の届出	・保全区域外に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ、太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）を市長に届け出なければなりません。 ・市長は、事業計画の届出があったときは、事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができるものとします。
19	事 業 計 画 の 変 更 の 届出	・事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければなりません。
20	標 識 の 設 置	・事業者は、事業区域の外部から見やすい場所に、氏名・名称等を記載した標識を掲げなければなりません。
21	維 持 管 理 等	・事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、基準に従い、適正な維持管理等をしなければなりません。 ・事業者は、太陽光発電施設及び事業区域内の土地の維持管理等の計画を作成し、市長に提出しなければなりません。 ・事業者は、維持管理計画に従い、維持管理等を行わなければなりません。 ・事業者は、事故または土砂の流出もしくは崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、または事業区域もしくは周辺地域の環境の保全上の支障を生じたときは、速やかに復旧または当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に報告しなければなりません。
22	廃 止 の 届 出	・事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、30日以内に、その旨を市長に届け出なければなりません。
23	事 業 廃 止 後 の 適 正 処分等	・事業者は、太陽光発電事業を終了した後は、施設を速やかに撤去するとともに、使用済みとなる太陽光発電施設に関するリユース及びリサイクルに努め、撤去により生じた廃棄物は関係法令に従い適正な処理の確保を図るとともに、当該施

		設を撤去した後の土地について，防災，環境保全等の観点から必要な措置を講じなければなりません。
24	地 位 の 承 継	・ 太陽光発電事施設を譲り受け，または借り受けた者は，当該太陽光発電施設に係る当該届出をした者の地位を承継するものとします。 ・ 相続，合併または分割があったときは，相続人，合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人または分割により当該太陽光発電施設を承継した法人は，当該届出をした者の地位を承継するものとします。 ・ 地位を承継した者は，３０日以内にその旨を市長に届け出なければなりません。 ・ 地位を承継した者は，遅滞なく維持管理等計画を作成し，市長に提出しなければなりません。 ・ 地位を承継した者は，作成した維持管理計画に従い，維持管理等を行わなければなりません。
25	指 導 及 び 助 言	・ 市長は，この条例の施行に必要な限度において，事業者に対し，必要な指導及び助言をすることができるものとします。
26	報 告 徴 収 及 び 立 入 検 査 等	・ 市長は，この条例の施行に必要な限度において，太陽光発電施設の状況，維持管理等の状況等に関し報告を求め，またはその職員に，事業所もしくは太陽光発電施設の設置に関係のある場所に立ち入り，検査させ，もしくは関係者に質問させることができるものとします。
27	勧告	・ 市長は，設置許可を受けずもしくは事業計画の届出をせずに太陽光発電施設の設置をした者に対し，事業の中止，施設の撤去，原状回復を勧告することができるものとします。 ・ 市長は，事業者が維持管理等計画に従い維持管理を行っていないと認めるときは，当事業者に対し，施設及び事業区域内の土地並びに周辺地域の環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。 ・ 市長は，指導を受けた事業者が正当な理由なく当該指導に従わないときは，その者に対し当該指導に従うよう勧告することができるものとします。
28	措置命令	・ 市長は，勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは，太陽光発電施設の設置の中止もしくは撤去，原状回復またはその他必要な措置を講ずることを命ずることができるものとします。

29	公表	・市長は、設置許可または変更許可を取り消したとき、太陽光発電施設の設置の中止もしくは撤去、原状回復またはその他必要な措置を講ずることを命じたときは、その旨並びに当該命令を受けた者の氏名及び住所等を公表することができるものとします。
30	手数料	・設置許可または変更許可を受けようとする者は、「宇都宮市手数料条例」に定める手数料を納付しなければなりません。

※破線内の内容については、別途施行規則で定める予定です。